平塚市猫よけ器 (超音波発生装置) 貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、猫によるふん尿等の被害の軽減を図ることを目的に、猫よけ器(超音波を発生させることにより、猫を遠ざける効果を有する器具をいう。以下同じ。) を試用として貸し出すことに関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 猫よけ器の貸出しの対象者は、第5条に定める使用場所に侵入する猫による被害を軽減しようとする目的をもった市民又は市内に事業所及び管理物件を有する事業者若しくは団体等とする。

(貸出申請)

- 第3条 猫よけ器の貸出しを受けようとする者は、猫よけ器(超音波発生装置)借用申請書(第1号様式)により市長に申請するものとする。
- 2 申請をする者は、前項の申請をする際に、市内に住所又は事業所及び管理物件を有することを証明できる書類(個人においては運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カード等。法人においては社員証、登記事項証明書等)を提示しなければならない。

(貸出し対象からの排除)

- 第3条の2 平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合は、貸出しの対象としないものとする。
- 2 市長は、貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)が前項に該当する場合は、 貸出期間にかかわらず、猫よけ器の貸出しを中止し、返却させることができる。
- 3 市長は、必要に応じて、申請者が第1項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に 対して確認を行うことができる。

(貸出期間)

第4条 猫よけ器の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して、1カ月以内とする。 ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出台数及び使用場所)

- 第5条 猫よけ器の貸出台数は、1世帯又は1事業者及び団体あたり1台かつ1回限りとし、その使用場所は、借受者の市内の所有地又は借地及び管理地とする。
 - (貸出料)
- 第6条 猫よけ器の貸出しは、無料とする。ただし、猫よけ器の稼働に必要な電池等の 費用に関しては、借受者の自己負担とする。

(借受者の責務)

- 第7条 借受者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。
 - (1) 猫よけ器を借受者の注意義務を持って管理すること(使用上の注意事項の厳守も含む)。

- (2) 猫よけ器借用申請書に記載した設置場所以外に持ち出し使用しないこと。
- (3) 猫よけ器を承認受けた目的以外に使用しないこと。
- (4) 猫よけ器を第三者に転貸しないこと。
- (5) 猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- (6)猫よけ器を使用した後は、清掃し、速やかに返却し、同時に報告書(第2号様式)を提出すること。
- (7)借り受けた猫よけ器の使用に起因する事故、トラブルの損害責任を負い、トラブル等の相手先に誠意をもって対応すること。
- (8)貸出期間を厳守すること。
- (9) その他市長が定める事項。

(返環)

- 第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、借り受けた時と同じ状態で、 速やかに猫よけ器を返還しなければならない。
 - (1) 猫よけ器の貸出期間が終了したとき。
 - (2) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(貸出の中止)

- 第9条 市長は、借り受けた市民等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、 その貸出期間にかかわらず、猫よけ器の貸出しを中止し、返却させることができる。
 - (1) 第7条に規定する責務に違反したとき。
 - (2) 健康被害等の苦情があったとき。
 - (3) その他猫よけ器の管理上必要があるとき。

(損害賠償)

- 第10条 市長は借受者が猫よけ器を滅失し若しくはき損した場合は、借受者に対して その修繕等に係る費用その他の損害賠償を求めることができる。
- 2 前項の賠償方法及び額は、市長が決定する。
- 3 猫よけ器の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関 しては、借受者がその責任を負うものとし、市は一切の責任を負わない。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。